

専修大学社会科学研究所月報

No.208

1980.12.20

<研究ノート>

学校教育法の成立過程 II

前号掲載分

- | | |
|-------------------------|----------------------------------|
| はじめに | V 学校教育法案（1月15日案） |
| I 学校教育法成立史に関する先行研究の概要 | VI 学校教育法案（2月18日案） |
| II 憲法改正と学制改革 | VII 各学校の「目標」規定の成立 |
| III 教育刷新委員会の発足と学校教育法要綱案 | VIII 『毎日新聞』にスクープされた学校教育法案(スクープ案) |
| IV 教育刷新委員会の建議 | IX 学校教育法の成立 |

佐々木 享

V 学校教育法案（1月15日案）

1月15日案は、学校教育法案として、今日われわれのみることのできる最初の条文化された草案である。これは、仲が引用している1月17日付の草案とほぼ同様であるが、要綱案および後の2月18日案との比較に必要なので、このうち中学校と高等学校の章の全文を紹介する。なお1月15日案は二種知られており、以下の引用は坂元氏が所蔵していたものによる。

第三章 中学校

第四十一条 中学校は、中等普通教育を施すことを目的とする。

第四十二条 中学校の修業年限は、三年とする。

第四十三条 中学校の教科は、国語科、社会科、数学科、理科、体育科、音楽科、美術科及

目 次

<研究ノート>

学校教育法の成立過程 II	佐々木 享	(1)
研究会報告		(23)
編集後記		(24)

び職業科とする。

第四十四条 保護者は、生徒が小学校を修了した日の翌日以後における最初の学年の始めより、満十五才に達した日の属する学年の終りまで、これを、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務を負う。

前項の規定によって就学させられなければならない生徒は、学齢生徒と称する。以下同様とする。

第四十五条 中学校には、校長、教諭及び事務職員を置かなければならぬ。但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かぬことができる。

第四十六条 中学校には養護教諭を置くことができる。

第四十七条 第二十五条及び第二十六条、第二十八条乃至第三十一条、第三十三条第二項乃至第五項及び第三十四条乃至第四十条の規定は、中学校について、これを準用する。

第四章 高等学校

第四十八条 高等学校は、高等普通教育及び専門教育を施すこととする。

第四十九条 高等学校の教科は、命令でこれを定める。

第五十条 高等学校には、夜間において授業を行う課程又は定時制の課程を置き若しくはこれのみを置くことができる。

第五十一条 高等学校には、通信により教育を行う施設を附置することができる。通信による教育に関する事項は、命令でこれを定める。

第五十二条 高等学校には専攻科及び別科を置くことができる。専攻科及び別科に関する事項は、命令でこれを定める。

第五十三条 高等学校の修業年限は三年とする。但し、四年又は五年とすることができる。

第五十四条 高等学校の設備、編成、学科目及びその程度、教科用図書、生徒の入学、退学、転学、卒業及び懲戒に関する事項は、命令でこれを定める。

第五十五条 高等学校に入学することのできる者は、中学校を卒業した者及びこれに準ずる学校を卒業した者とする。

第五十六条 高等学校には、校長、教授及び事務職員を置かなければならぬ。

第五十七条 高等学校は、地方教育総長の監督に属する。

第五十八条 第三十三条第二項及び第五項並びに第三十四条の規定は、高等学校について、これを準用する。この場合において、第三十三条第三項及び第三十四条中「教諭」とあるのは、「教授」と読み替えるものとす。

(注。国立教育研究所所蔵プリントでは、下線部分が欠けている。)

検討すべき問題は多いが、教育刷新委員会の建議及びさきの要綱案との異同に着目しながら、中等教育の性格に関連してくる若干の問題点だけを指摘しておきたい。

まず、第四十一条において、中学校の目的を「中等普通教育」という用語によって表現していることに注目しなくてはならない。前述したように、教育学及び教育行政の面においては、従来、中等教育の目的は「高等普通教育」という用語で表現してきた。要綱案が中学校と高等学校の目的を「高等普通教育」という用語を使い分けることによって表現したのはその意味で従来の例にしたがっていたものと理解されるが、1月15日案では、高等学校の目的規定の中に「高等普通教育」という用語を残し、中学校の目的を、「中等普通教育」というこれまで教育関係者のあいだで殆ど使われたことのない新たな用語をもって表現していることが注目されるのである。もともと、教育刷新委員会の建議も、高等学校については目的を述べているが、中学校の目的については何ら述べていなかったのだから、法案作成者としては苦心したところのひとつであったに違いない。日本語には初等、中等、高等という慣習的な区分があるので、小学校の目的を「初等普通教育」といい、中学校のそれを「中等普通教育」とい、高等学校のそれを「高等普通教育」といってなんら不思議はないようと思えるが、教育学では全く新しいものなので、「中等普通教育」という用語によって何を思惟するかは、今日なお確定的でないことを指摘しておかなくてはならない。ちなみにいえば、文教当局者の手になる学校教育法の最初の解説書である内藤誉三郎『学校教育法解説』(1947年)には、この用語についての特段の解説はなく、二番目にまとめられた天城勲『学校教育法逐条解説』(1954年)における解釈は、むしろそっちょくに「中学校における中等普通教育の概念は、高等学校における高等普通教育のそれとともに、法令上だけでは必ずしも明らかではない」と述べている。¹⁾近年の解説書にみられる「中等普通教育には義務教育の完成という意味がこめられている」という解釈は、有倉²⁾遼吉・天城勲『教育関係法 I』(1958年)³⁾に端を発したものである。

高等学校の目的は、「高等普通教育及び専門教育を施す」という簡潔な、教育刷新委員会の建議が用いているのと同じことばで表現されることとなった。建議との関係からみれば望ましいことだが、これは上述のように、中学校の目的を「中等普通教育」と表現することになったことによってはじめて可能になったと考えられる。高校教育の目的は、建議どおりになったのだからその内容も明確になった、と単純に考えることはできない。「高等普通教育」「専門教育」のそれぞれの内容が問題になるし、二つの目的を「及び」ということばで結ぶことはかんたんだが、この「及び」を実際化することは容易なことではないからである。

上に引用した天城のことばにみられるように、新設される高等学校の目的を表わすことばのなかに「高等普通教育」という従来から用いられてきたものと同じことばを使うこと自体に問題がある、ということもそのひとつである。筆者は、この小稿において、「高等普通教育」と

いうことばは伝統的に中等教育の目的を表わすことばとして使われてきたと述べてきたが、その場合の「中等教育」には大学教育への準備過程という意味がこめられていたのであるから、そういう意味をもっていたことばを、国民教育制度の一環としての高校教育の目的を表わす条文中に用いることは、その発端が教育刷新委員会の建議にあるとはいえ、適切とはいえないという問題が存在するのである。同様に、中等学校である高等学校で行なう「専門教育」とはい⁴⁾かなる教育であるか、ありうるかも問題になる。「及び」を実際化する方策も問題になるわけだが、ここでは深入りしないで問題点を指摘するにとどめよう。

高等学校関係では、教育刷新委員会建議の第五項および要綱案の五十九（およびその関係項目）にみられた全日制高校不進学者を定時制高校へ一定時間就学させることを義務づけた規定の消えたことが注目される。この規定を削除したことについて、日高等学校教育局長は3月14日の教育刷新委員会総会において、15歳までの義務化についてさえ異論がある財政上の困難があること、法律上の解釈においても無理があることが考えられたので、趣旨には賛成だが、建議と異なることは承知のうえで削除したので了承して欲しいと発言している。⁵⁾なお、この就学義務規定の削除と、新たにくわえられた別科規定との関係は明らかではない。

学校教育法制定のことになるが（条文化作業の内容を知り得なかつたのだから当然のことだが）、教育刷新委員会のメンバーであった城戸幡太郎は、文部省が、教刷委の建議になかつた別科規定を加えたことについて、单一の学校であることをめざした高校教育の趣旨に反する⁶⁾として批判している。

通信教育に関する規定は教育刷新委員会の建議ではなく、要綱案では、前節では紹介しなかつたが大学についてのみ見られたもので高校教育については見られなかつた。前記の「問題点」での検討を経て新設されたものであり、ここには、教育の機会均等の趣旨を徹底させようとする企図がうかがわれるようと思われる。

第三十六条において高等学校の教員を「教授」としていることが注目されるが、ここには、当時の教育刷新委員会の意向が反映しているように思われる。教育刷新委員会が、3月28日に（この前日、学校教育法はすでに貴族院で可決されていた）、「新制高等学校の内容が新時代の要求に適応するものであることはいうまでもないがその程度はおよそ現在の高等専門学校程度を基準とすること」という建議を採択していることはその証左といえよう。しかし、学校教育法案を準備している頃、すでに文部省としては旧制中等学校を新制高校に移行させることを考えていたとみられる。実際、2月18日案では「教諭」となっている。

第五十七条の「地方教育総長」とは、12月27日に「学制に関すること」と同時に採択された「教育行政に関すること」のなかにみえるものである。この建議は公選による市町村教育委員会、都道府県教育委員会の設置を提唱していただけでなく、「一般教育機関に関する事項につ

いては、府県単位では狭少にすぎるため、各府県の間の教育内容、教育財政の不均衡を是正し人事の適正を図るため、数府県を一単位として、地方教育委員会と地方教育研究所を設ける」ことを提唱しており、その地方教育委員会が選任する執行機関の長を「地方教育総長」と称していたのである。この地方教育委員会構想は日の目をみなかった。

なお、ここには紹介しなかったが、第四十七条、第五十八条によって中学校、高等学校に準用される諸条文のなかにも、検討すべき問題が少なくない。ここでは、のちの2月18日案との関係で問題になる第二十五条と第二十六条のみを紹介しておく。

第二十五条 小学校においては、文部大臣の検定を経た教科用図書を使用しなければならない。但し、当分の間、文部省において著作権を有する教科用図書を使用しなければならない。前項の教科用図書について、特別の必要ある場合においては命令でこれを定める。

第二十六条 小学校の教則、編成及び設備は、命令でこれを定める。

ここには、前記要綱案に関して指摘したと同様、教科書や教科目編成に関して、文部省による統制の余地が強く残されていることをみることができる。

なお前記「問題点」において検討事項の一つとされていた大学入学資格については、

第六十五条 大学に入学することのできる者は、命令の定めるところにより、修業年限三年の高等学校卒業程度の学力のある者とする

とされ、要綱案がそのまま条文化されている。「問題点」で指摘されたような検討を経たのだとすると、この規定の背後には、高等学校卒業程度の学力試験を制度化しこれに合格することをもって大学入学資格とする構想のあったことが推測される。このような構想は必ずしも事務当局独自のものではなく、教育刷新委員会の第五特別委員会のなかで真剣に議論されていたことが知られている。第五特別委員会におけるこの種の構想は、高等学校に、三年制のほかに、4年、5年のものを認めることを前提としそれらのいづれにも大学進学の権利を認めることとしていたので、高校卒業とは別個に学力試験をもって、大学入学資格を定める必要があるとしていたのであった。⁸⁾

ところで、仲が1月17日付の学校教育法案（以下、ここでは1月17日案という）を紹介していることは周知のところである。この1月17日案と上記1月15日案を比較してみると、章の構成や各条文はほとんど全く同様である。両者の相違は、たとえば1月15日案では第五十八条の末尾が「ものとす」となっているのに対し、1月17日案では「ものとする」となっているような点にだけみられる。この種の、いわばかなづかいの整頓程度の修正が他に数か所みられるだけである。

注

- 1) 天城勲『学校教育法逐条解説』1954年、学陽書房、147ページ。
- 2) たとえば、有倉編、前掲書、141ページ（担当は平原春好）
- 3) 有倉遼吉・天城勲『教育関係法 I』1958年、日本評論社、155ページ。（学校教育法の担当は天城）
- 4) 拙著『高校教育論』81～88ページ参照。
- 5) 拙著『高校教育の展開』137ページ以下を参照。
- 6) 『教育刷新委員会総会議事録』第27回（1947年3月14日）（野間教育研究所所蔵）
- 7) 城戸幡太郎「新制高等学校の実施について」『教育』1948年4月号、6ページ。なお拙稿「戦後高校教育の理念と展開」『講座・現代の高校教育』第6巻、1979年、草土文化、58ページを参照。
- 8) 山内太郎編、前掲書、342～343ページ。

VII 学校教育法案（2月18日案）

2月に入っても、新学制を4月から実施することについての政府の方針は確定していなかった。しかし、文部省の既定方針はゆるがず、同省は2月5日には、新学制の大綱とその実施方針とを公表した。その内容には、新学制を、6・3・3・4制とすること、新制中学校は無月謝、義務制とすること、新制中学校は昭和22年度、高等学校は昭和23年度、新制大学は昭和24年度から実施することが明らかにされていた。そして、2月17日には、「新学校制度実施準備に関する件」を通達し、新学制の概要と、新学制発足に関して都道府県、市町村が準備すべき事項を、「新学制実施準備の案内」として詳細にしめした。（「新学校制度実施準備の案内」は、まもなく、同名のB6判29ページの冊子として各方面に頒布されたが、発行日は不明。）情勢が緊迫していたことは、この通達の冒頭の次のような文章からも察することができる。

「学校制度の改革については閣議における決定、議会の協賛等の手続順序を経て正式に決定実施されるはずであるが、しかし文部省としては諸種の複雑な条件を考慮して目下の処新制度の中学校は昭和二十二年度、高等学校は昭和二十三年度、大学は昭和二十四年度から順次実施する原案で準備を進めている。

そのうち中学校の実施に対しては都道府県は勿論各市町村並に各学校等は事前に研究を進める必要がある。よってここに…」

準備は急を要した。しかし、閣議決定はなく、学制改革の法的基礎であり、したがって議会にかけるべき学校教育法案はまだ確定していなかった。われわれが、前記の1月15日案の次に見ることができるのは「学校教育法案（昭二二、二、一八）」（以下2月18日案という）というプリントである。1月15日案にくらべるといくつかの重要な変化をふくんだものであるが、なお確定稿ではなかった。

以下にみるように、1月15日案と2月18日案とでは、章別編成も変っている。

〔1月15日案〕

- 第一章 総則
- 第二章 小学校
- 第三章 中学校
- 第四章 高等学校
- 第五章 大学
- 第六章 盲学校及び聾学校
- 第七章 養護学校
- 第八章 幼稚園
- 第九章 雜則
- 第十章 罰則
- 附則

〔2月18日案〕

- 第一章 総則
- 第二章 小学校
- 第三章 中学校
- 第四章 高等学校
- 第五章 大学
- 第六章 特殊教育
- 第七章 幼稚園
- 第八章 雜則
- 第九章 罰則
- 附則

1月15日案の六、七章が2月18日案の六章にまとめられた（関係条文の文言にも変更が加えられた）¹⁾ 事情については、後年坂元彦太郎が次のように記している。中等教育に直接関連しているわけではないが、学校教育法案の成立過程における文部省と占領軍との関係を示唆しているので、紹介しておく。

「一月十五日からわずか一月の間にこのように一転したのはどういういきさつだったかというと、私の記憶では、一月十五日案を英文に訳して司令部のC・I・Eにもっていったら、ヘファン女史が、両章〔六章、七章をさす——引用者〕を合併し、さらに特殊学級を加えるべきだと、助言したことがきっかけだと思う。私たちは、特殊学級は、普通の小学校中学校などに当然置きうるものだと思い、この法律が「学校」教育法であるので、それまで規定しないでもいいと思っていたのであるが、そういわれてみると、ここにはっきり条文にあげる方が、この教育の振興のために非常に都合がいい、と思いなおして、原案を改めて、特殊学級の項を挿入することにしたのである。したがってこの文句は、ヘファンが書いてくれたものをほとんど直訳し、いそいで二月十八日案につっこんだのであった。（裏からいえば、他の条文は全く日本人が起草したものである。）

したがって、〔2月18日案の第八十八条二項の——引用者〕「入院加療中の子女に対する特殊学級を設け又は自宅看護中の子女に対し家庭巡査教員による教育を行うことができる。」は全くヘファンの文章の直訳であって、のちに条文整理の際に現行の「前項に掲げる学校は、疾病により療養中の児童及び生徒に対して特殊学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる」となったのである。学校教育法全章にわたって、こういう日本ばなれした個所は全く珍しいものであろう。」

しかし、2月18日案には、特殊教育の部分だけでなく、他の条文についても重要な変化がみられる。例によって、中学校と高等学校の章を抜きだしてみよう。

第三章

第四十一条 中学校は、教育基本法の趣旨に則り、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等の普通教育を施すこととする。

第四十二条 中学校における教育は右の目的を実現するために、左の目標の達成に努めなければならない。

一、小学校における教育を基礎とし、さらにそれを発展させ第二十二条の諸目標を十分に達成して、社会国家の成員として必要な基礎を確立する。

二、実際社会が要求する職業についての基礎的な理解と技能並びに勤労を愛する態度を養い、個性に応じて進路を選択する能力を養う。

三、学校内外における社会的活動を一層活発にし感情生活を正しく導き、自主的な判断力を養う。

第四十三条 中学校の修業年限は、三年とする。

第四十四条 中学校の教科は第四十一条及び第四十二条の目的に応じ監督廳がこれを定める。

第四十五条 保護者は、生徒が小学校を修了した日の翌日以後における最初の学年の始めより満十五歳に達した日の属する学年の終りまでこれを、中学校又は盲学校、聾学校その他特殊教育を行う学校に就学させる義務を負う。

前項の規定によって就学させなければならない生徒は学齢生徒と称する。以下同様とする。

第四十六条 中学校には、校長、教諭及び事務職員を置かなければならない。但し特別の事情のあるときは事務職員を置かないことができる。

第四十七条 中学校には、養護教諭を置くことができる。

第四十八条 第二十五条、第二十六条、第二十八条乃至第三十一条、第三十三条第二項乃至第六項及び第三十四条乃至第四十条の規定は、中学校についてこれを準用する。

第四章 高等学校

第四十九条 高等学校は、教育基本法の趣旨に則り、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等の普通教育並びに社会に有用な専門教育を施すことを目的とする。

第五十条 高等学校における教育は、右の目的を実現するために、左の目標を達成することに努めなければならない。

一、中学校における教育を基礎とし、さらにそれを発展拡充させて社会国家の有為

な成員として必要な条件を養う。

二、将来実社会において果すべき使命の自覚に導き、個性に応じてその進路を決定させ、それぞれの一般的な教養を高め、特定の専門的な技能に習熟させる。

三、現実の社会について、広く深い理解を養い、正しく理想を追求し、健全な批判力を具えた個性を確立する。

第五十一条 高等学校の学科は前二条の目的に応じ、監督廳がこれを定める。

第五十二条 高等学校には、夜間において授業を行う課程又は定時制の課程を置き若しくはこれのみを置くことができる。

第五十三条 高等学校には、通信により教育を行う施設を附置することができる。通信による教育に関する事項は監督廳がこれを定める。

第五十四条 高等学校には専攻科及び別科を置くことができる。

高等学校の専攻科は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力のある者に対して、精深な程度において特定の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は一年以上とする。

高等学校の別科は、中学校又はこれに準ずる盲学校聾学校その他特殊教育を行う学校を卒業した者若しくは、これと同等以上の学力のある者に対して、簡易な課程により特定の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は一年以上とする。

第五十五条 高等学校の修業年限は三年とする。但し、特別の技能教育を施す学校においては、四年又は五年とすることができます。

第五十六条 高等学校の設備、編成、学科目及びその程度、教科用図書、生徒の入学、退学、転学、卒業及び懲戒その他必要な事項は監督廳がこれを定める。

第五十七条 高等学校に入学することのできる者は、中学校を卒業した者若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力のある者とする。

第五十八条 高等学校には校長、教諭及び事務職員を置かなければならない。

高等学校には前項の外必要な職員を置くことができる。

第五十九条 公立又は私立の高等学校は、都道府県における監督廳の所管に属する。

第六十条 第三十三条第三項第四項及び第六項並びに第三十四条の規定は、高等学校についてこれを準用する。

以上に引用した資料は、囲の朱印のある「学校教育法（昭二二、二、一八）」という表紙のつけられたプリントである。このプリントには、若干の不鮮明な部分がある。上記引用中の下線部分もそれで、この部分は、もう一つの、表紙がなく、また書体も異なっているが目次以下、全く同文のプリントによっている。なお、この表紙なしの2月18日案には、鉛筆書きのたくさ

んの書き込みがある。

さきの1月15日案のうち小学校の部分で引用した2か条はつぎのように変っている。

第二十五条 小学校においては監督廳の検定又は認可を経た教科用図書又は監督庁において著作権を有する教科用図書を使用しなければならない。

第二十六条 小学校の教則、編成及び設備は監督廳がこれを定める。

1月15日案と2月18日案の条文を比較してみると、顕著な変化がみられるのだが、ここでは、中等教育の目的規定の変化、各学校の目標規定の新設と、教育行政の地方分権主義の徹底という点に関してのみ、若干の問題に注目してみたい。

まず、各学校の目的規定の変化に注目してみよう。

小、中、高校、大学、幼稚園の目的の条文（ここでは、第二十一条＝小学校、第六十一条＝大学、第九十条＝幼稚園の各条文は省略）に、「教育基本法の趣旨に則り」の句が加えられた。国民学校令（1941年）の第一条は、「国民学校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」となっていた。「皇國ノ道ニ則リテ」「國民ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス」という句は中等学校令（1943年）第一条にも共通していた。2月18日案には、これらとの対比において、新学制の趣旨を法文上も明確にしようとしたものと思われる。

第四十一条に新たに挿入れた「心身の発達に応じて」という句は、小学校、中学校、高等学校のそれぞれの目的規定に共通している。いまみれば何の変哲もない当然のようにみえるこの文句は、小、中、高の教育を実際化するうえでは重要な意味をもつ。たとえば、小・中・高の教育を「心身の発達に応じて」行うべきだとする原則が承認されているならば、教育行政当局が年令（学年）不相応な高度な水準、過度のつめ込み教育を行おうとするることは認められないことになる筈だからである。また、実際にはいかなる内容のどのような水準の教育（内容）が「心身の発達に応じて」いるといえるのかはにわかにきめ難い問題であるから、この問題を明らかにするための研究も奨励されなくてはならぬようと思われる。

中学校の目的に「小学校の教育の基礎の上に」の句が、また高等学校の目的に「中学校の教育の基礎の上に」の句が新たに挿入されたことも、2月18日案の重要な特徴の一つである。ここではたち入った議論を展開するわけにはいかないが、歴史的には、中等教育は高等教育（実際には大学）の準備機関として発達したものであった。大衆的な基礎教育機関が発達ってきて、実際上、中等学校が初等学校から進学する学校という位置を占めるようになると、学校体系上の中等教育の位置づけ、性格づけが問題にならざるを得ず、実際、わが国においても、中等学校の教育水準、修業年限はつねに教育改革の最大の論点のひとつで、そのつど初等教育と高等教育のはざまにあって動搖してきたといって過言ではなかった。その意味で2月18日案のこの句は（最後まで残るのだが）、中学校、高等学校という新しく構築される中等教育が、学校名

は旧制のそれと同じではあっても、「下から」構築される学校であることを鮮明にしたとみることができるのである。

なおこの点に関連して、大学の目的規定（2月18日案では第六十一条——上記引用では省略してある）には、「教育基本法の趣旨に則り」の句は挿入されたが、「心身の発達に応じて」とか「高等学校の教育の基礎の上に」というような句の挿入されていないことも、留意されるべきであろう。当然といえば当然であるが、中学校、高等学校の目的規定との対比でいえば、大学は「下から」構築される教育機関としては位置づけられていないのである。換言すれば、ここには、小一中、中一高の学校体系上の接続関係と、高一大の学校体系上の接続関係とは性格が異なることが示唆されているとみられるのである。したがってさらにいえば、学校教育法案は2月18日案に至って、条文上においても、小学校、中学校、高等学校を国民教育機関として位置づけることを明確にしたとみることができるように思われるのである。

前節で述べたように、1月15日案では、大学入学資格については、高等学校の卒業をもって資格とするのではなく、（どういうかたちでかは推測できないが）別個に実施する試験によって定めることとしていた。ところが2月18日案では、この条文は、次のように全面的に書き替えられた。

第六十七条 大学に入学することのできる者は、十二年の学校教育を受け高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力のある者とする。

大学入学資格に関する規定のこのような変化が何に由来するのかはわからない。ただ、1月15日案では、試験の内容や方法如何によっては大学入学資格の獲得という面で職業教育などの課程が普通教育の課程に比して不利になる可能性があったことになるが、2月18日案では、普通教育、職業教育いずれの課程に学んでも、高等学校を卒業するならば、大学入学資格という面では対等平等な資格の得られることが明示されていることになる。換言すれば、2月18日案のほうが、職業教育（条文では専門教育）の課程に対して、目的規定の条文とあいまって、大学入学資格の面において普通教育課程と対等な資格を与えることを明確にしているという意味で、中等教育としての性格を制度的にも疑問の余地なく与えているということが、できる。

しかしこのことは、高校一大学の接続関係を、とくに大学の立場からみると、1月15日案よりも複雑にすることになったことは否めない。1月15日案では、高校一大学の接続関係を仲だちするものは、何らかの形で、つまり卒業認定とは別個に行なわれる試験の合否であったが、2月18日案では、卒業という資格を入学資格とすることとしたから、条文の面だけでみれば、高校入学資格と大学入学資格はともに「卒業」資格を仲だちとしているという意味で、その違いは明確でなくなっているからである。今日なお、高校一大学の接続関係についての制度論的な解明は著しくおくれており、このおくれがいわゆる大学入試制度改革問題に混迷をもたらし

ているとみられるのだが、それはともかくとして結果だけをさきまわりしていえば、2月18日案の規定の方式は学校教育法に採用されたのであり、これが、後年の大学教育大衆化に一役買っていることは明らかである。

ところで、小、中、高の目的規定のキーワードは、「初等的な普通教育」（第二十一条、上記には引用していない）、「中等の普通教育」、「高等の普通教育並びに社会に有用な専門教科」（上記には引用している）と変化していることが注目される。小学校、中学校、高等学校の目的を「初等」「中等」「高等」に区分して示す発想は1月15日案を継承しているが、微妙に言い換えているのは「高等普通教育」という古くからの言葉を避けようという意識があったのだろうか。

第2に、2月18日案では、目的を規定した条文につづけて、新たに、各学校の目的をいって詳しくのべた規定（小学校については第二十二条、幼稚園については第九十一条であるが、上記引用では省略してある）の挿入されたことが注目される。同時に、小学校、中学校の教科名を列挙していた条文（1月15日案では、第二十四条と第四十三条）がなくなり、「教科は」、各学校の「目的」に応じて、「監督廳がこれを定める」とされた。これに対応する高等学校に関する条文も、「高等学校の設備、編成、学科目及びその程度…」は「監督廳がこれを定める」とされた。同様に、準用規定の中にふくまれている第二十六条も变成了上記のとおりである。

こうしてみると、1月15日案と2月18日案とでは、教育行政のあり方に関する規定に重要な変化があることがわかる。教科書検定、教科、科目の内容と程度、教則など、教育内容に関連する規制が、1月15日案ではすべて「文部大臣」あるいは（文部大臣の）「命令」によることとされていたのに対し、これらすべてが「監督廳」（の定め）に譲られることになったのである。これは、上記に引用しなかった部分についても同様で、2月18日案の第一章から第九章までの間に、「文部大臣」の句がみえるのは、大学の教授会の審議事項を列挙している第七十条の五号（文部大臣又は学長の諮問した事項）と、第七十五条（「大学は文部大臣の所管に属する」）のみである。すると、監督廳とは何を指すかが問題となるが、2月18日案の第一百十二条は次のように規定している。

第一百十二条 第二条、第六条、第九条、第十二条、第十三条、第十五条、第二十四条乃至第二百十二条 第二条、第六条、第九条、第十二条、第十三条、第十五条、第二十四条乃至第二百十二条、第二百二十六条、第二百四十四条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十七条、第二百五十八条、第二百五十九条の規定に定める監督廳は、当分の間、これを文部大臣とする。

第四条中「その他監督廳の定める事項」の監督廳及び第二十八条中「監督廳の定める規定」の監督廳は、当分の間、これを文部大臣とする。

この条文は、学校教育法案が「監督廳」として、本来別個のものを想定しており、何らかの

事情があって「当分の間」に限って、この「監督廳」を文部大臣と読み替えるのだとする企図のあることを示唆している。実際、この2月18日案は、12月27日の教育刷新委員会の「教育行政に関すること」の建議をうけて、従来の教育行政の画一性を打破して、大幅に教育行政における地方自治の原則を取り入れることを考慮して作成されたとみられるのである。1月15日案にも「地方教育総長」のことばがみえたことは前述したが、2月18日案では、「地方教育総長」のような、未制定の法律に使われる筈のことばを使うにことを避けて「監督廳」という一般的なことばで表現するにとどめ、しかし実際には、公選制の教育委員会制度の成立を想定して、それが実施される運びになつたら、文部大臣の権限を大幅にその教育委員会に移譲することを想定していた、とみられるのである。換言すれば、学校教育法案は、2月18日案に至つて、ようやく戦前色を払拭し、大幅な教育における地方自治原則をとり入れることを想定するに至ったと、みられるのである。

のちに「目標」規定となる、各学校の「目的」規定の次に置かれた「目標」を箇条書きに述べた条文の意義も、上記との関係において理解することができる。すなわち、1月15日案では法律に掲げることになっていた教科名を監督廳の定めに譲ることとすると同時に、法律には、教科をふくむ各学校の教育活動の基本となる事項を掲げることとしたと解されるのである。第四十二条、第五十条（および小学校関係の第二十二条）の各号は、従前の教科にそれぞれ対応するものではない。このことは、中学校、高等学校に各3箇条しか掲げられていないことからもわかる。

今日では、上記の各学校の「目的」規定の修正、および後に「目標」規定となる条文の作成に直接に関与したのは、当時文部省の学校教育局初等教育課長をしていた坂元彦太郎氏であったことがわかっている。坂元氏は、後年、この「目標」規定の成立の由来、および小学校と幼稚園の「目標」規定のそれぞれの意義については、『教育の新構図』（1947年）、『教育の断層』（1953年）、『幼児教育の構造』（1964年）においてかなり詳しい解説をくわえている。しかし、これらの文献は、どうしたことか従来研究者達の視野に入っていないようなので、以下にこれらの文献の記述と私達の聞き取り調査とを手がかりとして、「目標」規定成立の過程をかいつまんで述べておこう。

注

- 1) 坂元彦太郎「学校教育法の成立前後」、前掲誌、54ページ。

VII 各学校の「目標」規定の成立

坂元はいう。「これ（法令に教科名を掲げ、教科をたてることが教育の最も根本的な基礎であるとする考え方、従って1月15日案にもみられた考え方——引用者）に対して、学校教育法では、教育の基礎的な内容を具体的に定めたり、その範囲や方向を定めるために、教育目的的具体的な現実の姿としての『目標』をはっきり確立することをとりあげて、これを達成するために子どもの実情や社会の実情などに応じて適当な『教科』で教育内容を区分していくことは、監督庁にまかせることにしたのである。¹⁾」しかしこの考え方をもり込む具体的な条文作成には苦心が多かったという。幼稚園の目標規定（2月18日案の第九十一条、のちの学校教育法では第七十八条）については、坂元の求めに応えて倉橋惣三（当時、東京女高師教授、1930年より同校附属幼稚園主事兼務、教育刷新委員会委員の1人）や青木誠四郎（当時、文部省内で編集執筆作業がすすめられていた学習指導要領の編集責任者。官職不明。教科書調査課長？）が提出した草稿なども残されているが、結局、小学校、中学校、幼稚園の目標規定の草案は坂元が執筆したという。高等学校の目標規定の起草については坂元と中村新一中等教育課長とが関与しているといわれるが、十分あきらかではない。

目標規定の草案については、法制局との間で少なくとも3回にわたって折衝があったといわれる。ただし幼稚園の目標規定については、時間切れのために2回しか折衝がなかったという。「目標」という用語については、「『次の事項に留意して教育しなければならない』でいいのではないか、目的と混同されるような目標などということばは用いなくてもいい」と法制局側の反対をうけた²⁾。前述のように2月15日案には「目標」という用語はない。坂元はこの点について、「目的」と「目標」とが全然別個のものであろうはずはないが、英語でいう purpose が単数 (the purpose) だと「目的」になり、複数 (purposes) だと「目標」の意味になるのである、「前者は最終的な一つのものとしてつかまえたときであり、後者はそれの動いている具体的な種々の姿をつかまえたときなのである」と説明している。³⁾聴き取りの際述べたところによれば、「目標」をこのようなものと理解するについて示唆を与えてくれたのは、C・I・E のヘファナン (Helen Heffernan) 女史であり、小学校の目標規定の起草にあたっては、彼女が提供してくれた “The School Program in California, 1945” が参考になったという。同書は、カリフォルニア州視学協会教師教育委員会が作成した初等学校教師用のハンドブックである。purposes が例示されているが、2月15日案や学校教育法の小学校の目標規定と同じような文章ではない。

中学校、高等学校、幼稚園の目標規定を起草するについては、参考すべきものがなかったという。

小学令時代の「教授要旨」や国民学校令施行規則のようなものを参照したのではないかという筆者の疑問に対して、目標規定についてそのようなものを参照したことはなかったという。教科と「目標」との関係を坂元は次のように説明している。

「このことは、教育の根本法令に、従来『教科』というたて前で教育内容があげられていたものを、ただ単に、『目標』という形に書きかえてあらわしたものであると簡単にかたづけている人がある。しかし、こうした変り方の奥には、根本的な態度の転換が、重大な意味の変更があることを見抜かなければ、本当に新しい教育の方向がわかったとはいえないであろう。学校教育法の第二十条には、『小学校の教科に関する事項は、第十七条及び第十八条の規定に従い、監督庁が、これを定める。』とある。すなわち、小学校の『目的』を実現し、『目標』を達成するために、もっとも都合のいいように、監督庁（現在では文部省である）が教科のたて方やその運営の仕方を定めていくことになっているのである。」（傍点、及び（ ）内は原文）

「したがって、特別の事情のおこらないかぎり、日本の児童に関するなら常に共通の教育目標となり、教育内容となるのを見定めておいて、それを達成する方法や手段（そのうちの重要なものとして教科が考えられるのが普通である）は、時に応じ、場所に即し、対象にかなったやり方がとられ、事情の変化に応じて、直ちにそれに適切な要素を加えることができるような、⁴⁾ 弹力を用意してあるのである。」

筆者は上記の文章を1953年に刊行された書物から引用しているが、この書物に掲載された文章の原掲載誌はいまのところ不明である。

注

- 1) 注坂元彦太郎『教育の断層』1953年、学習文庫、221ページ。
- 2) 同上書、215ページ。
- 3) 同上書、217ページ。
- 4) 同上書、220～221ページ。

VII 『毎日新聞』にスクープされた学校教育法案（スクープ案）

文部省側が着々と準備をすすめるなかで、内閣では、財政当局の反対などによって、新学制を4月から発足させることが容易に決まらなかった。国民各層の支持と教育刷新委員会の強硬態度、さらに占領軍とくにC・I・E担当者の姿勢は変らず、閣内の消極派も「ここまできたらやるより仕方がない」と態度を軟化させたといわれ、漸く2月26日の臨時閣議において、¹⁾ 「義務教育三ヶ年延長実施計画案」が決定されるに至った。²⁾ これに伴う義務教育年限延長実施

案の予算細目も翌2月27日には決定された。しかしこの段階では、新学制の法的基礎となる学校教育法案はまだ確定していなかった。

ところでわれわれは、今日、2月18日案の前後にまとめられたと思われるもう一種類の学校教育法案をみることができる。1947年3月5日付『毎日新聞』にスクープされたものがこれで³⁾ある。ここでは、これをスクープ案と呼ぶことにしよう。

スクープ案が3月7日の閣議にかけられた案文でないことについては、前述した。それならば、どの段階での案なのかが問題となる。

スクープ案には、すでにある程度整ったかたちで、小、中、高、幼稚園の「目標」に関する条文が盛り込まれており、また1月15日案の「命令」のところは「監督廳の定め」に変っているので、これだけとてみても、1月15日案より後の案文であることが推定される。他方、2月18日案との対比でみると、その前の案か後の案かについては、にわかには断定しがたい。文にわたって詳細に吟味すべきであろうが、ここでは若干の論点を指摘するにとどめよう。

スクープ案は、第十六条、第十七条、第十八条、第四十八条、第六十条、および第八十一条以下の条文が略されているが、記載されている限りでは、章別編成および条文は、2月18日案とほぼ対応している。「ほぼ」と言ったのは、若干の条文については、スクープ案に不備が目立つように思われるからである。

たとえば、第二条について、1月15日案、スクープ案、2月18日案を比較してみるとつぎの如くである（第一条は三案とも同文）。

〔1月15日案〕

第二条 学校の設置者は、学校の種類に応じ、命令の定める設置基準にしたがい、学校を設置しなければならない。

〔スクープ案〕

第二条 学校の設置基準にしたがい学校を設置しなければならない。

〔2月18日案〕

第二条 学校の設置者は学校の種類に応じ、監督廳の定める設置基準にしたがい学校を設置しなければならない。

この三案を比較してみると、スクープ案においては、「学校の設置者は」という主語、「学校の種類に応じ」の句および設置基準を誰が定めるかの句の欠けていることがわかる。これは、スクープ案のうちの単純なミスプリントではなく、スクープ案が、2月18日案にまとめられる過程における、まだ不完全な一つの修正案であったことを示唆しているように思われる。

またスクープ案の「第三章中学校」の第四十一条から四十八条までの各条文を2月18日案のそれと比較してみると、第四十一条の条文とつぎに述べる字句だけが、異なっている。スクー

プ案に示された中学校の目的は次の通りである。

第四十一条 中学校は教育基本法の趣旨に則り小学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じさらに高等な普通教育を施すことを目的とする。（下線は引用者）

この下線の部分は、前述のとおり、2月18日案では「中等の」となっている。

他方、スクープ案に示された高等学校の目的は次の通りである。

第四十九条 高等学校は教育基本法の趣旨に則り中学校に於ける教育の基礎の上に心身の発達に応じてさらに高等な普通教育並に社会に有用な職業教育を施すことを目的とする。
(下線は引用者)

一見してわかるように、「さらに高等な普通教育」という同じことばが、中学校と高等学校の両方の目的を示すものとして用いられている。前述のように、1月15日案において中学校の目的には「中等普通教育」という新しいことばが用いられているので不自然な感じがあるが、考えてみれば、やはりこれまで使われたことのないことばを用いることに抵抗があるのは当然だから、手直しを試みたのかもしれない。しかし、この手直しのために第四十九条との間に不整合が生じたところをみると、少くともこの第四十一条は、2月18日案という一応の成案になる前の草稿の段階のものなのではないだろうか。

スクープ案の第四十二条は、「中学校における教育は右の目的を実現するために左の目標を達成することに努めなければならない」としている（下線は引用者、また、以下の三号の文章は2月18日案に同じ）。この下線の部分は、2月18日案では「の達成に」となっている。小学校の目標を規定した第二十二条にも同様の相違がみられる。（ただし、高等学校の目標を規定した第五十条は、両案ともに、「を達成すること」となっている。）「の達成に」のことばは、そのまま学校教育法に残った。したがって、「を達成すること」がのちに「の達成」に修正されたのだとすると、スクープ案は2月18日案の前の段階の案であると推定される。

スクープ案が、高等学校の目的規定のなかに「社会に有用な職業教育」ということばを用いていることも興味深い。他の諸案が高等学校の目的を教育刷新委員会建議の用いた「高等普通教育及び専門教育」ということばないしこのことばをいくらか変えるかたちで用いていることは前述のとおりである。教刷委の議論には、新制高等学校の教育水準を旧制の（当時まだ存在していた）高等学校や専門学校のそれにいくらかでも近づけようという意識がかなり強かったから、教刷委の建議が「専門教育」ということばを選んでも不思議はなかった。しかしこの「専門教育」ということばについては、別の選択もあり得たように思われる。

たとえば、教育改革を具体化する施策の準備をすすめていた文部省事務当局とすれば、旧制の（当時はまだ存在していた）中学校、高等女学校と中等程度の実業学校の大部分を新制度の高等学校に移行させる予定なのだから、その教育水準は旧制の高等学校や専門学校よりは実業

学校をふくむ中等学校に近いものとなることを予測するのは当然であった。このことからすれば、中等学校令（1943年）の目的規定中の「高等普通教育又は実業教育」ということばを継承して、「実業教育」を新しい高等学校の目的規定のなかに採用してもかならずしも不自然ではなかった筈であった。実際、おそらく学校教育法案に並行して準備され、学校教育法の施行直後の47年4月7日に通達された「新制高等学校の教科課程に関する件」では、高等学校の教科課程が「高等普通教育を主とする高等学校」と「実業を主とする高等学校」とに分けて示されている。

「専門教育」でも「実業教育」でもなく、別のことば、たとえば「職業教育」を選ぶこともあり得た筈であった。学校教育法案がまだ十分固まらない2月17日に学校教育局から通達された「新学校制度実施準備に関する件」に添付された「新学校制度実施準備の案内」は、高等学校の「定義と目的」をつぎのように説明していた。

「中学校においては、一般的及び職業的に生徒の才能や興味を探求することを目的の一つとしたのである。高等学校に入学する者は、中学校における学習の結果に応じて更に上級の学校に進学を希望するか、あるいは職業に就くことを希望するかのいずれかを選んで入学するのであるから、高等学校においてはそれぞれの部門においての教育並びに訓練に必要な設備を整備することが必要である。生徒それぞれの個性に従って個人として又社会人として必要な修養と職業とを系統的に修得できるようにするために、高等学校には多岐の課程を置くことになる。課程としては、一般的なもの並びに農業・工業・商業及びその他の職業に関するものとなる。大都市においては極めて専門化した高等学校もあり得るが、その他の地方では更に進学する者のため、あるいは職業に就く者のために必要な課程を併置するいわゆる総合的なものを置くことであろう。」

「定義と目的」といっても、むしろ簡明に内容を説明することに主眼のある文書であるから上記のようになつたのであろうが、このような目的と内容をもつ高等学校について、学校教育法がたとえば「高等普通教育及び職業教育を施す」という目的規定を採用しても不思議ではない。スクープ案の第四十九条は、こうした摸索、検討の過程を示しているように思われる。

スクープ案のうち、主として中学校、高等学校の目的規定について若干の論点を述べたが、「目標」規定をふくむ他の箇条は、いずれも2月18日案とほとんど同文である。私には、以上のことからみて、スクープ案は、1月15日案以後2月18日案にまとめられる過程の一案である蓋然性が高いように思われる。

注

- 1) 山内太郎編、前掲書、44ページ。

- 2) 坂元彦太郎『教育の新構図』1947年、新教育協会出版部、71~73ページ。
- 3) その全文は中島太郎『戦後日本教育制度成立史』1970年、岩崎学術出版社、218~228ページにも収録されている。

IX 学校教育法の成立

帝国議会に提出する学校教育法案は、1947年3月7日の閣議で決定した。坂元によれば、後述する一点を除くと、閣議では修正は行なわれなかったという。

今日のところ、2月18日から閣議に提出された3月7日案までの間の案文の変化を示す資料は知られていないので、この間の、文部省内での検討、文部省とC・I・E担当者との間、および文部省と法制局との間で重ねられた折衝の内容は審かではない。

学校教育法案の作成に関しては、その要綱案も条文案も教育刷新委員会では審議されなかつたようである。学校教育法案作成の途中経過は1月23日（第1回）、3月6日（第5回）のステアリング・コミッティに報告されているが、条文案が提出されたわけではない。ステアリング・コミッティには案文を提出すべきではないかという意見が2月21日の教育刷新委員会第24回総会で出ているが、日高等学校教育局長は、報告すべきだと考えるが連日の折衝で変化が多く、¹⁾その余裕がないと弁明している。2月28日の第25回総会では、総会に報告すべきだという指摘²⁾がなされているが、ここでも、高橋誠一郎文相がその余裕がないことをくる弁明している。結局、学校教育法案の骨組みと概要が教育刷新委員会総会に報告されたのは、明日の枢密院本会議にかかるという3月14日の第27回総会であり、この日でさえ印刷物は配布されなかったのであった。

ところで、3月7日の閣議では、学校教育法案についての修正はなかったことになっているが、実際には次のようなことがあったと、坂元は書いている。⁴⁾

「その閣議にわたくしも陪席したのであるが、閣議そのものはまったく型通りに無事了承されたのである。ところが、その席にはいなかった閣僚のひとりのM氏（現在も自民党の代議士）が、あとで原案を見て、「自主」という文句がはいっていないから、自分ははんこを押さぬ、といい出したのである。わたくしがいって説明しても、下っぱのごまかしはきかぬ、という。次官や大臣にもいってもらって、結局、自主という文字が、印刷の誤植で脱落していた、ということになって、原案に、自主の文字が挿入される始末となつたようである。」ここでいうM氏とは、（第一次）吉田内閣で1月31日から運輸大臣となった増田甲子七である（聴き取りによる）。「自主」の文字がくわえられたのは、小学校の目標を掲げている第十一条一号と幼稚園の目標を掲げている第七十八条二号との二か所で、いずれも原案では、いずれ

も原案では、「……協同及び自律の精神」とあったところを「協同、自主及び自律の精神」とされたのだという。

『戦後教育資料』のなかには、らん外に、「22. 3」という書き込みのある「学校教育法案」(いまかりにこれを3月案という)と題したプリントと、同じくらん外に「22. 3. 17」と案(いまかりにこれを3月案という)と題したプリントとがふくまれている。この3月案では、第十八条の一号の問題の箇所は「協同及び自律の精神」とプリントされていて、その横に、「自主」の文字が(恐らく後から)書き込まれている。ところが、第七十八条の二号の問題の箇所は「協同及び自律の精神」となっていて、書き込みはない。他方、3月17日案では、第十八条一号は「協同、自主及び自律の精神」とプリントされ、第七十八条二号は「協同及び自律の精神」とプリントされている。

これら的事実は、増田甲子七大臣の目にとまったのは第十八条一号の方であって、同趣旨と
いうことで第七十八条二号の方は、いつの時点かはわからないが、あとから「、自主」がくわ
えられたことを示唆しているのではないだろうか。

なお、3月案、3月17日案は、筆者のみた限りでは、他の部分はすべて制定された学校教育法と同文である。

閣議決定前後から議会の上呈までの状況を内藤は次のように記している。

「内閣法制局の審査を急ぎ、文相官邸、文部省に泊ったことも幾度かあった。一番頭を悩ましたことは新学制の発足と併行して、旧い制度の学校が、当分存続しているので、経過的措置が色々難しく、寝ても起きても何か脱落はないか、法律技術上の表現が不十分ではないかということが何時も念頭を去らなかった。整理しては又修正し、幾度か推敲に推敲を重ねて、漸く三月七日総司令部の最後的承認がないことを条件に取敢えず閣議決定して、直ちに枢府へ御諮詢奏請の手続を取り三月十五日枢府本会議可決の運びとなった。愈々十五日の議会に上呈することが確定したのであるが、印刷物が間に合わないというので六百部徹夜でガリ板を書いた。結局十五日には日程の都合で上呈できなかつたので十七日（月曜日）に上呈され、貴衆両院において短期間ではあるが、早朝から夜遅くまで慎重審議が続けられ三月二十七日政府原案通り可決されたのである。」

枢密院及び議会では、政府原案にたいする修正は行なわれなかった。したがって、2月18日案から学校教育法への修正は、前記の「自主」の挿入問題を除く、文部省内で推敲、C・I・E担当官や内閣法制局との折衝の過程でなされたと思われる。この修正では章別編成に変更はなく、全文115条から108条へ圧縮されたから、修正はおおむね整理する方向で行なわれたとみることができる。

中学校の章についてみれば、2月18日案の第四十六条と第四十七条とが削除され、同条文の

内容は小学校関係の条文を準用することとされた。高等学校の章では第五十条が削除された。この削除は、整理された第一章にふくめられたと考えられる。これら二つの章でみる限り、案文修正（高校については条文の順序の入れ替えもある）は、どちらかといえば技術的なものが多い。2月18日案第四十四条の「教科は」が「教科に関する事項は」とされるなど見逃せない変化もふくまれているが、少なくとも1月15日案から2月18日案への変化のような重要な変化はなかったように思われる。

内藤がいいうように、議会に提出されたのがガリ版刷りのものだったとすると、前記の3月17日案もそれと同じものなのかもしれないという推測が成り立つが、そうだったとすると第七十八条二号に「自主」の文字のないことの説明がつかないので、確定はできない。

なお内藤が「総司令部の最後的承認がないことを条件に」と記していることについては、注目しておく必要があろう。このことばについてはいろいろな解釈が考えられるが、占領下の立法について、どのような承認手続が求められていたのかを知らないので、深入りすることはできない。考えられる一つの可能性は、学校教育法案を閣議で決めるとか議会に提出するとかの措置をとること自体が承認されていないということではなく、条文のすべてにわたって細かい点までの検討は、承認は受けていないということなのかもしれない。（そういう手続が必要だったとしての話であるが）。また、ある箇条に関して、文部省（日本側）と占領軍側との間で合意ができていなかったとか、占領軍に事前に提示して検討・承認を求めるをしていなかったということも考えられる（そういう手続が必要だったとしての話であるが）。いずれにしても、原案作成のための時間は極度に限られていたのだからあり得たことであった。

学校教育法の制定された後に、占領軍が学校教育法に反対したなどという事実は知られていない。ただ一つだけ、占領軍が、制定後にも承服しなかった箇条のあったことが知られている。高校に関して、第四十六条において、定時制課程のほか、全日制課程についても「特別の技能教育を施す場合」にはその修業年限を4年以上とができるとしていたことがそれである。この箇条は、法案作成の途中で新たに加えられたのではなく、教育刷新委員会の建議にみられたものをそのまま条文化したものであった。しかし、現実には、占領軍当局内に、全日制課程に4年以上の課程を設けることについては49年5月になっても強硬な反対があり、結局、50年の法改正でこの部分は削除されたのであった。文部省当局者は、「特別の技能教育を施す場合とは、音楽科や商船科などの学科をさすものであって、農業、水産、工業などの普通の実業に関する学科の場合は、この中に入らない。特別の技能教育については、必要な一通りの技能を修得するための教科課程が三年ではどうしても編成できない場合が予想される。この条文の意味は、そのような場合には修業年限を四年にも五年にもすることができるということである」としており、いわゆる複線型を指向するものとは必ずしも考えられないが、占領軍担当者

としては、例外を設けることが複線化へのきっかけとなることをおそれて反対したのかもしれない。（現実には、商船科については、全日制3年修了後に2年の専攻科が設けられた。）この事例以外には、制定後に占領軍の要求で法改正が行なわれたという事例を筆者は知らない。学校教育法案は、衆議院（3月17日～22日）、貴族院（3月22日～27日）合わせて11日といいう今日では考えられない短期間の集中審議により、無修正で可決成立した。成立の翌日、日高⁸⁾学校教育局長は、次のように述べた。

「これは実に危いところで通過したような訳であります。十七日頃衆議院の本会議に懸けた時は、この学校教育法案は、実はたしか十一番目かになっておりましたが、政務次官のお骨折りで三番目に廻してもらって衆議院をやっと通ったのであります。通るとすぐあと選挙法の問題でもめまして、おそらく十一番目にありましたらまだ議会に停とんしておったろうと思うのですが、ちょっとしたはずみで前に行つたというのが幸しまして、通過することが出来たわけであります。」

学校教育法は、1947年4月1日から施行され、新学制が発足した。

さいごに、学校教育法案の成立過程を年表ふうにまとめておく。〔戦〕は「戦後教育資料」、〔新〕は新たに発見された資料、〔仲〕は仲新『日本現代教育史』、〔内〕は内藤誉三郎『学校教育法解説』をそれぞれ示す。

- 1949・2・13 憲法改正についてのマッカーサー草案手交される。
3・6 「憲法改正草案要綱」発表。この日、米国教育使節団来日。
3・31 GHQに「米国教育使節団報告書」を提出。
4・7 同上を公表
4・17 政府「憲法改正草案」を発表。
6・20 第90回帝国議会に「大日本帝国憲法改正案」を提出。
8・7 文部省内で学校教育法案の準備打合せ始まる。
8・10 教育刷新委員会官制公布。
9・7 教刷委第1回総会。
10・7 日本国憲法、帝国議会を通過。
11・3 日本国憲法公布（47.5.3施行）
11・25 「学校法人法要綱案」〔戦〕
12・20 教刷委第16回総会
12・24 「学校教育法要綱案」〔戦〕
12・27 教刷委第17回総会、「学制に関すること」など第一回建議を内閣へ提出。
1947・1・7 大蔵省、六・三制実施予算を削除。
1・15 「学校教育法案」〔戦〕
1・17 教刷委第19回総会「六三義務教育制度昭和二十二年度実施について」を採択。「学校教育法草案」〔仲〕

- 1・31 高橋誠一郎、文部大臣に就任。
- 2・11 教刷委総会に「教育刷新委員会の決議した学制改革草案概要」を報告。
- 2・17 発学六三号「新学校制度実施準備に関する件」
- 2・18 「学校教育法案」〔新〕「かくて漸く二月十八日総司令部との間に要綱案が確定した。」
〔内〕
- 2・26 「義務教育三ヶ年延長実施計画案」〔坂元『教育の新構図』P71~73〕閣議決定。
- 2・27 義務教育年限延長実施案の予算案細目決定。
- 3・5 『毎日新聞』に学校教育法案の主要条文スクープされる。
- 3・7 「学校教育法案」閣議決定。
- 3・15 「学校教育法案」枢密院本会議可決。
- 3・17 「学校教育法案」を衆議院本会議に上程（3・22可決）
- 3・20 『學習指導要領一般編（試案）』刊行。
- 3・22 「学校教育法案」を貴族院本会議に上程（3・27可決）
- 3・24 「学校教育法施行規則案」〔戦〕
- 3・28 教刷委第29回総会。
- 3・31 学校教育法公布。（4・1施行）
- 4・7 「学校教育法施行規則案」〔戦〕
- 4・19 「学校教育法施行規則案」〔戦〕
- 5・3 日本国憲法施行
- 5・23 学校教育法施行規則公布。

注

- 1) 『教育刷新委員会総会議事録』第24回（1947年2月21日）〔野間教育研究所所蔵〕
- 2) 同上、第25回（2月28日）〔同上〕
- 3) 同上、第27回（3月14日）〔同上〕
- 4) 坂元彦太郎『幼児教育の構造』1964年、フレーベル館、15ページ。
- 5) 内藤、前掲書、緒言2~3ページ。
- 6) 佐々木輝雄「高等学校制度改革の今日的課題」『調査研究報告書』第36号、職業訓練大学校、1975年3月、40~41、74ページ。
- 7) 大照完『新制高等学校の制度と教育』1948年、旺文社、83ページ。
- 8) 『教育刷新委員会議事録』第29回（1947年3月28日）〔野間教育研究所所蔵〕

付記。本稿を脱稿して編集部に提出した後に、加藤康昭・高橋智・内海淳・山本邦子「学校教育法における障害児教育規定の成立とその意義」『季刊教育法』第36号、1980年7月、に接した。いくつかの新知見が加えられており、とくに「2月27日案」と称すべき草稿の存在を明らかにしていることは重要である。拙稿のⅨ節*以下は補正を要するわけであるが、その余裕がないので、この旨を付記するにとどめることとした。

（所外研究員　名古屋大学教育学部教授）